

～ 地方公会計制度とは ～
標準的な基準による財務書類
(抜粋)

2024年（令和6年）3月31日現在
兵庫県神崎郡神河町

I 地方公会計とは

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度では、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、歳入・歳出による現金収支の会計（単式簿記・現金主義）が採用されています。

一方、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、現金収支では把握できないストック情報（資産・負債）や、見えにくいコスト情報（減価償却費等）を住民や議会等に説明するために、予算・決算に係る会計制度を補完するものとして、複式簿記・発生主義による会計（地方公会計）の導入が重要となります。

総務省では、地方公会計制度の導入の検討を進め、平成26年4月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が「今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書」において示されました。また、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が通知され、一部事務組合・広域連合を含む全ての地方公共団体に、原則として平成29年度までに、統一的な基準による財務書類を作成することが要請されています。

公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計	企業公会計
・ 貸借対照表	・ 貸借対照表
・ 行政コスト計算書	・ 損益計算書
・ 純資産変動計算書	・ 株主資本等変動計算書
・ 資金収支計算書	・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債（ストック）の総体の一覽的把握
資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計のポイント① ーストック情報（資産・負債）



これまでの会計（官庁会計）で見る資産
→ほぼ現金のみ

地方公会計で見る資産
→土地、建物、道路、未収金など、すべての資産の金額情報

これまでの会計（官庁会計）で見る負債
→地方債のみ

地方公会計で見る負債
→今後の退職手当の支給見込額など、今後支払う義務がある負債すべての金額情報

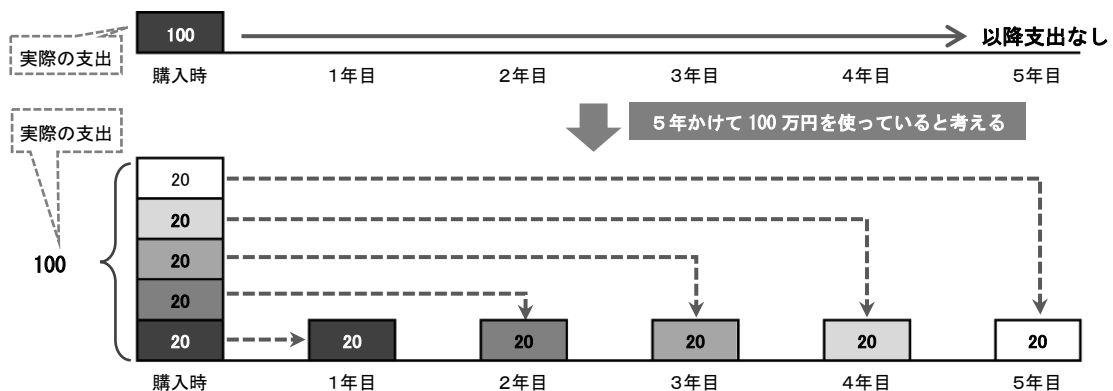
すべての資産と負債を「見える化」することで、例えば

- 今ある固定資産を維持していくためには、今後どのくらいのお金が必要なのか？
- 今ある負債を返済していくためには、今後どのくらいの備えがいるのか？

など、中長期的な「やりくり」を考える材料が得られます。

地方公会計のポイント② ー見えにくいコスト情報（減価償却費）

【耐用年数5年の車を100万円で買った場合】



【出典】総務省公表資料を一部加工

【例：上記の車を買、別途、毎年の維持費が10万円かかる場合】

これまでの会計（官庁会計）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
購入費	100	-	-	-	-	100
維持費	10	10	10	10	10	50
計	110	10	10	10	10	150



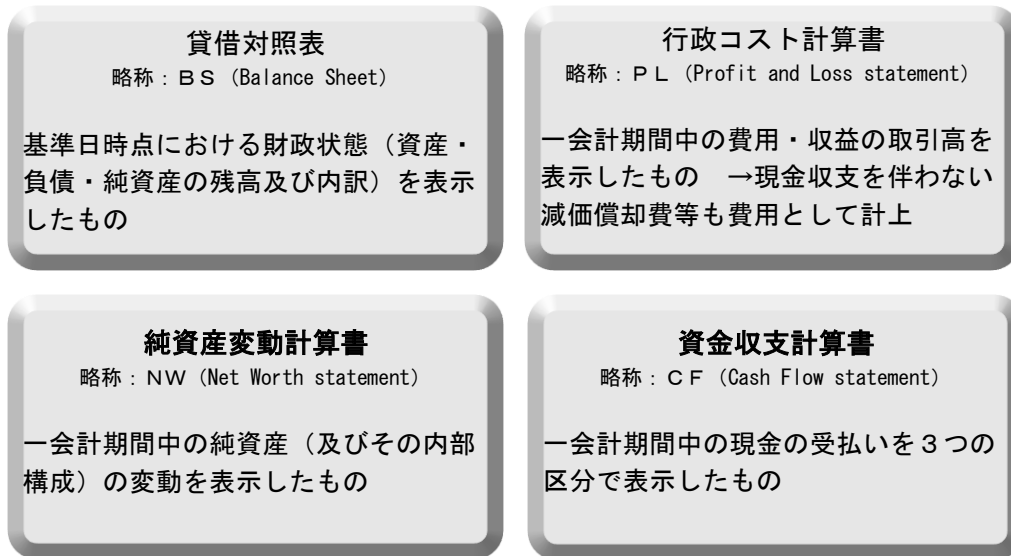
地方公会計

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
購入費 (減価償却費)	20	20	20	20	20	100
維持費	10	10	10	10	10	50
計	30	30	30	30	30	150

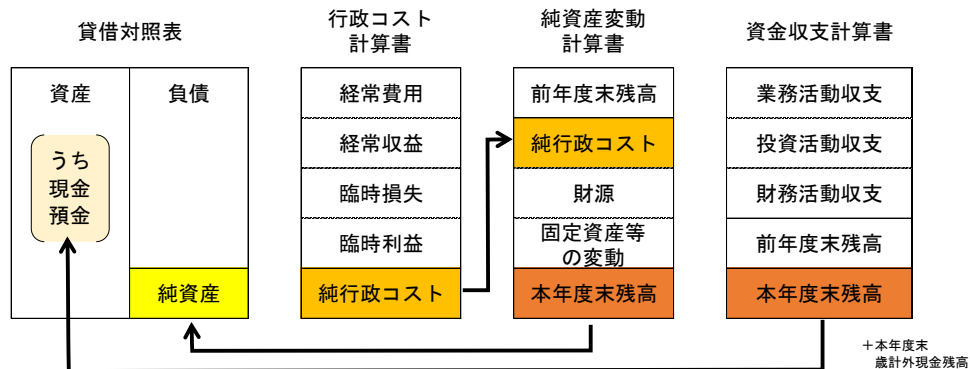
官庁会計だと、車にかかる費用は2年目以降は年10万円しかかかっていないように見えますが、**実質的には年30万円かかっていることが見える化**されます。

Ⅱ 地方公会計による財務書類の概要

「統一的な基準」による財務書類は、以下の4表で構成され、相互に関連しています。

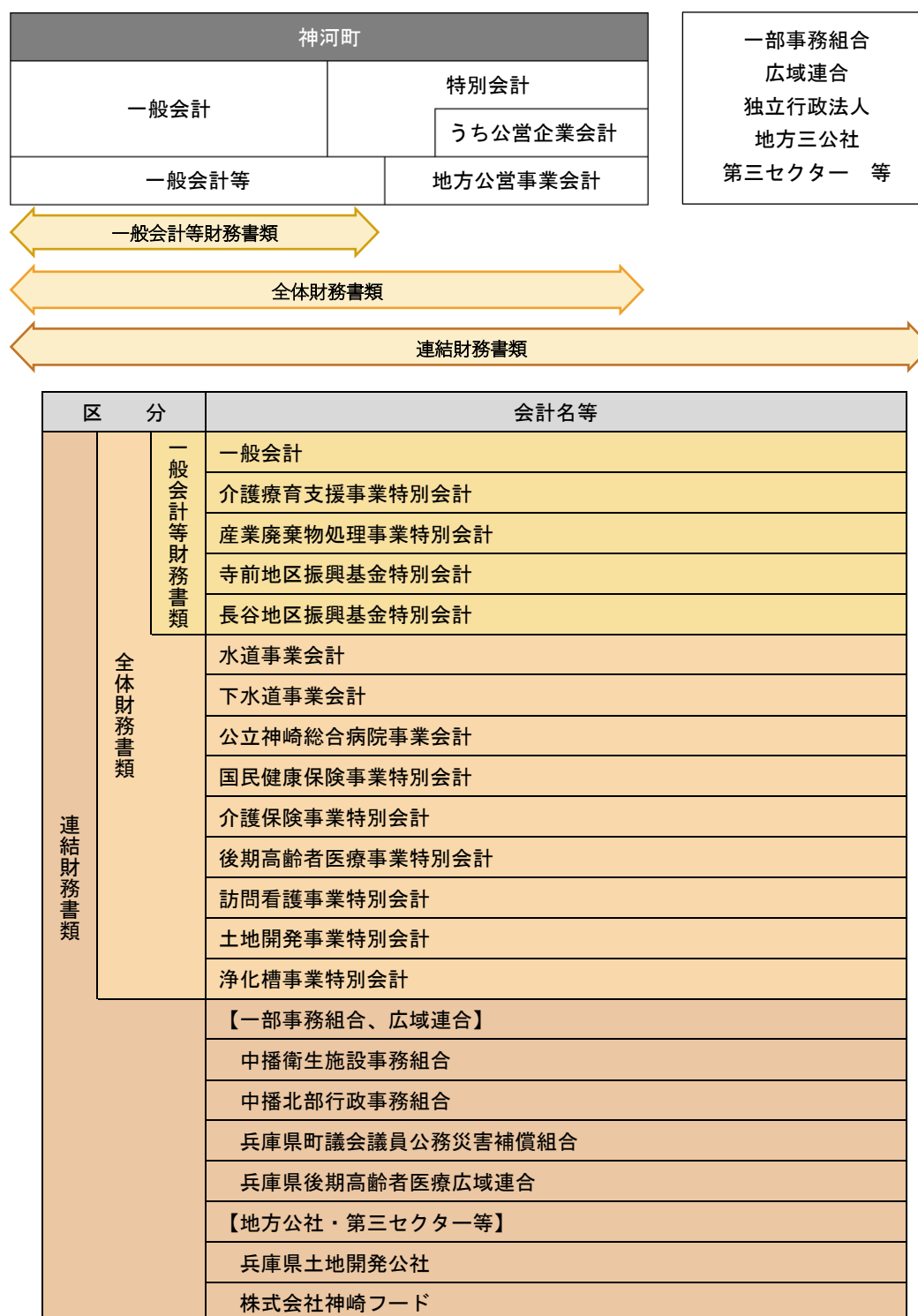


【財務書類4表構成の相互関係】



- ※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

本町では、以下の区分に基づき、3つの財務書類を作成しています。

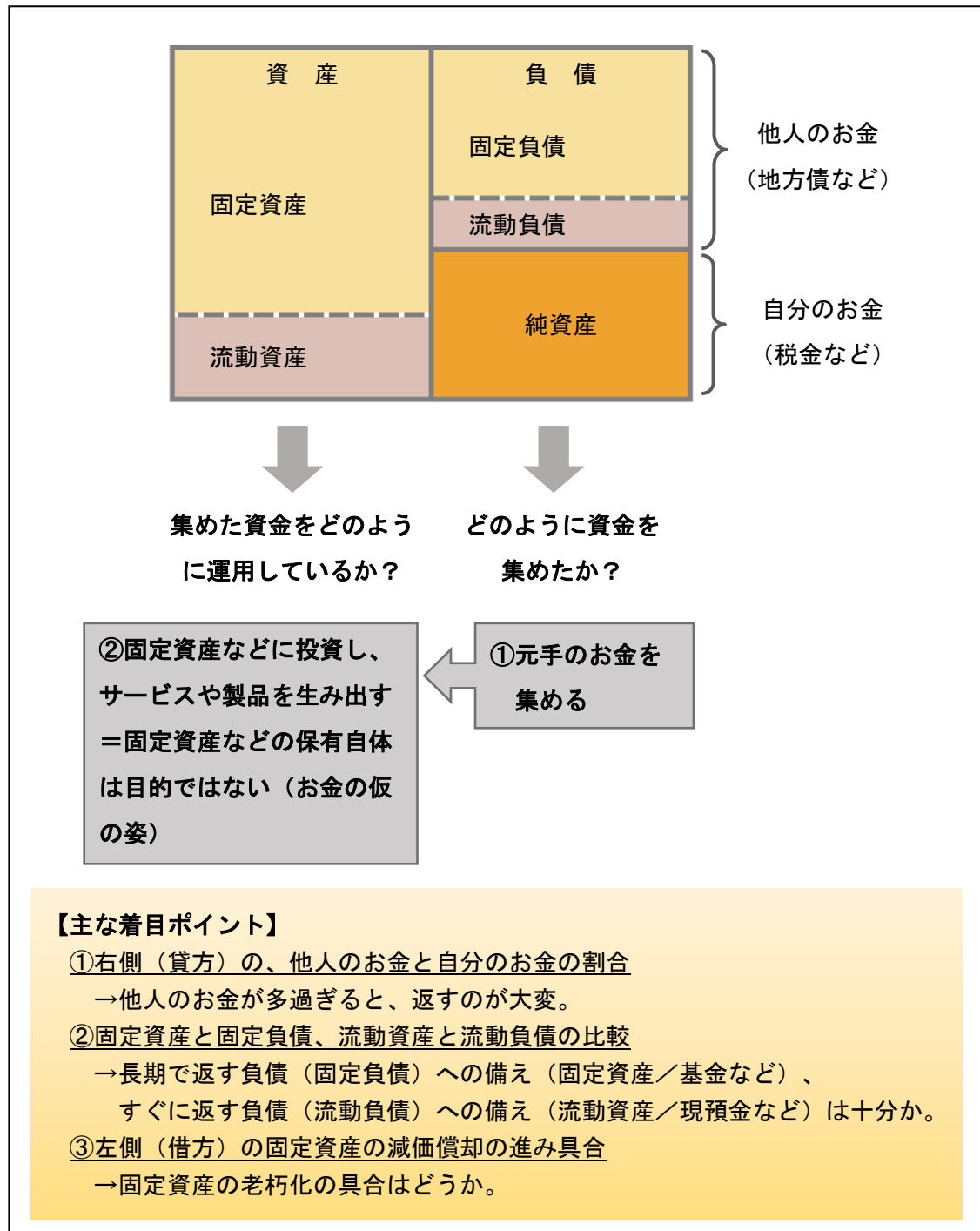


町の本体である「一般会計等」を基礎とした「一般会計等財務書類」、それに地方公営事業会計を含めた町全体の「全体財務書類」、さらに関連団体を含めてひとつの行政サービス実施主体としてとらえた「連結財務書類」の3つです。

連結対象の関連団体は、本町と連携協力して行政サービスを実施している団体か否かで判断しており、また、出資の割合や経費負担割合に応じて全部連結、比例連結のいずれかの方法により連結しています。

Ⅲ 貸借対照表

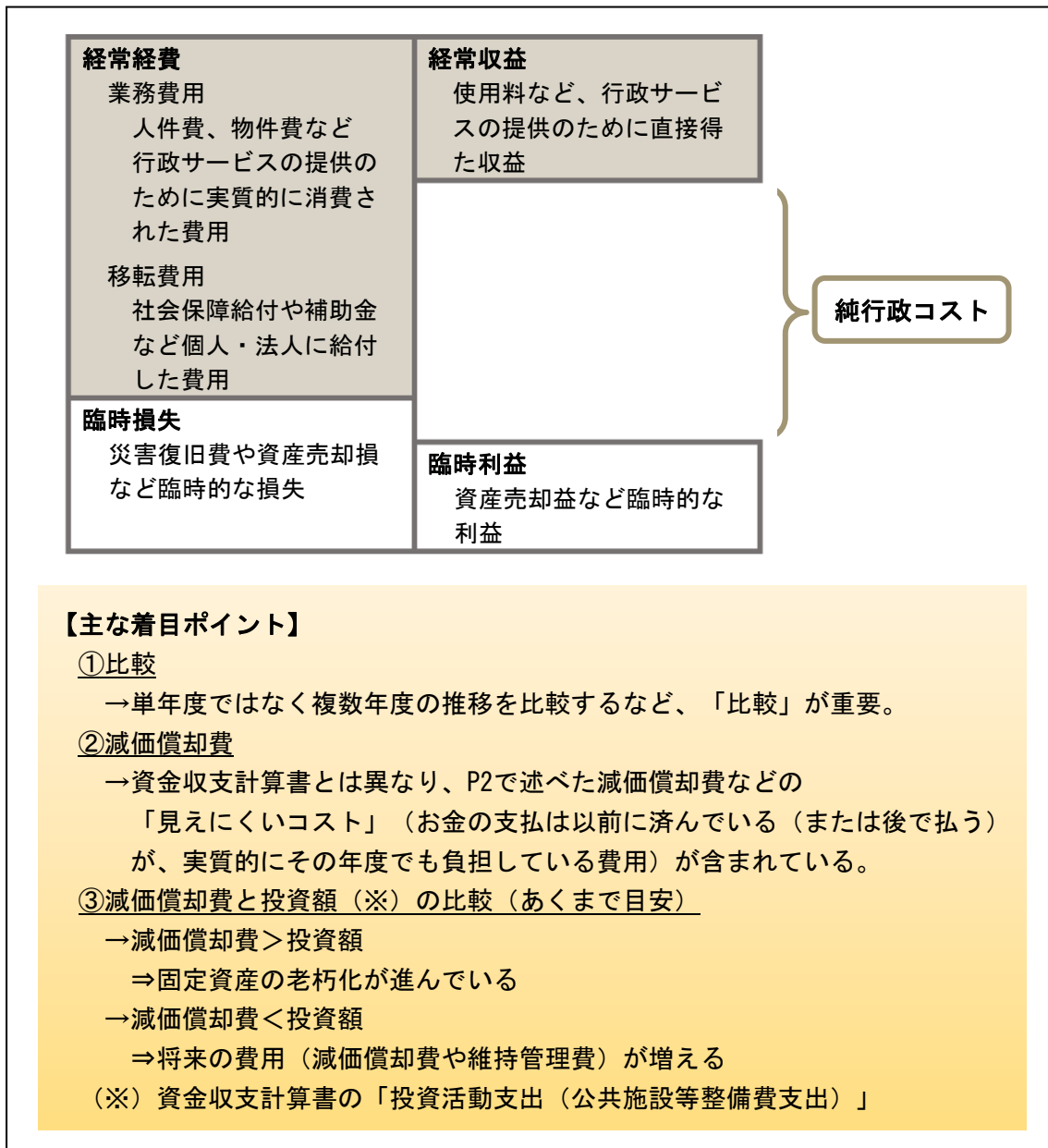
貸借対照表は、「どのように資金を集め、それをどのような資産の形態で運用しているか」を表す表です。



Ⅳ 行政コスト計算書

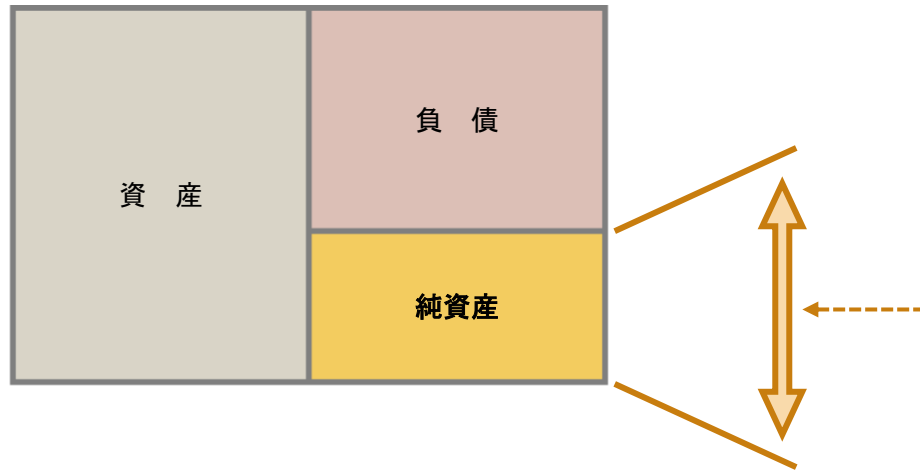
行政コスト計算書は、「1年間の行政サービスの提供に、実質的にどのくらいの費用（コスト）がかかっているか」を表す表です。

企業会計でいう損益計算書に該当しますが、行政コスト計算書では、施設の使用料等、直接の対価となる収入のみが計上され、税金や国県等からの補助金は純資産変動計算書に計上されるため、通常の地方公共団体は費用が収益を上回る結果となります。



V 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、BSの「純資産」（将来の住民へ持ち越す純額の財産）の変動の要因を表す表です。



主な変動要因

- ・ PL 純行政コスト：純資産を減らします。
- ・ 財源（税収、国県等補助金）：「自分のお金」なので純資産を増やします。
- ・ 固定資産の無償取得：返さなくていい自分のお金で固定資産を取得したのと同じなので、純資産を増やします。

【主な着目ポイント】

- ①「本年度差額」（純行政コスト（△）＋財源）がプラスかマイナスか
→ プラスだと、コストを財源（税収や国県等補助金）で賄えている。
- ②「本年度純資産変動額」がプラスかマイナスか
→ プラスだと、固定資産の無償取得等も含めて、将来へ持ち越す純資産が増える。
- ③「余剰分（不足分）」がプラスかマイナスか、マイナス幅がどう増減しているか
→ 「余剰分（不足分）」がマイナスということは、将来の住民へ持ち越す「ツケ（負担）」があるということ（地方債を発行していると通常はマイナスになる）。

Ⅵ 資金収支計算書

資金収支計算書は、1年間の現金の動きを3つの活動別に区分した表です。

業務活動収支 通常の行政サービスにかかった現金の収支	通常はプラスになる
投資活動収支 固定資産の取得などの投資にかかった現金の収支	通常はマイナスになる
財務活動収支 地方債（借金）やその返済など、主として投資をするために調達・返済した現金の収支	プラス、マイナスどちらもあり得る

【主な着目ポイント】

①業務活動収支がプラスか

→通常はプラスになる（仮にマイナスの場合は要注意）。

②業務活動収支＋投資活動収支がプラスかマイナスか

→一般的には、業務活動収支＋投資活動収支（＝フリーキャッシュフロー）がプラス、財務活動収支がマイナス（フリーキャッシュフローで借金の返済を進める）が理想的。

ただし、必ずしも毎年そうである必要はなく、複数年度で傾向を見ることが大切。

③現金預金残高の規模、前年度末から増えているか減っているか

→今後も安定継続してサービスを提供し続けるために十分な資金があるか。

Ⅷ 各勘定科目説明

1. 貸借対照表

勘定科目		内 容
資産合計		
	固定資産	
	有形固定資産	
	事業用資産	下記のインフラ資産及び物品以外の有形固定資産
	土地	
	立木竹	・分収林など、森林保険対象樹種であって、樹齢・樹種が管理されているもの
	建物	・相当の期間存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上建てられたもの、建物に付随して機能するもの（電気設備、排水衛生設備など）
	建物減価償却累計額	
	工作物	・土地の上に定着する建物以外のもの（塀、煙突、塔など）
	工作物減価償却累計額	
	船舶	
	船舶減価償却累計額	
	浮標等	・海面などに浮かぶ構造物
	浮標等減価償却累計額	
	航空機	
	航空機減価償却累計額	
	その他	・上記以外の有形固定資産
	その他減価償却累計額	
	建設仮勘定	・工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目
	インフラ資産	道路、上下水道など、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有する有形固定資産
	土地	
	建物	
	建物減価償却累計額	
	工作物	
	工作物減価償却累計額	
	その他	・上記以外の有形固定資産
	その他減価償却累計額	
	建設仮勘定	
	物品	・備品、機械装置など、土地に固定されていない据置式のもの、固定されてはいるが天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているもの（建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱う）
	物品減価償却累計額	
	無形固定資産	
	ソフトウェア	・コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等
	その他	・特許権、商標権等の無体財産権、地上権等の用益物権

勘定科目		内 容
	投資その他の資産	
	投資及び出資金	
	有価証券	・満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券(国債、上場会社株式他)
	出資金	・関連団体への出資・出捐金(関連団体株式は出資金に計上)
	その他	・市町村の場合、公営企業に対する出資金(公営企業側で繰入資本金として処理しているもの)
	投資損失引当金	・連結対象団体(会計)への出資金の実質価額が相当程度下落した時に計上
	長期延滞債権	・滞納繰越調定収入未済額
	長期貸付金	・貸付金のうち、翌々年度以降期限到来分
	基金	
	減債基金	・減債基金
	その他	・基金のうち、減債基金、財政調整基金以外
	その他	・上記以外の投資その他の資産
	徴収不能引当金	・債権の種類に応じて、過去5年間の不納欠損処理実績率の平均値により計算、または個別に回収可能性を判断
	流動資産	
	現金預金	・歳計現金と歳計外現金
	未収金	・現年調定現年収入未済額
	短期貸付金	・貸付金のうち、翌年度回収期限到来分
	基金	
	財政調整基金	・財政調整基金
	減債基金	・減債基金のうち、歳計剰余金処分により積み立てたもの等特定の地方債との紐付けがないもの、翌年度償還予定地方債への取崩予定額
	棚卸資産	・商品、製品など販売可能な資産(販売用の土地を含む)
	その他	・上記以外の流動資産
	徴収不能引当金	・債権の種類に応じて、過去5年間の不納欠損処理実績率の平均値により計算、または個別に回収可能性を判断
負債・純資産合計		
	負債合計	
	固定負債	
	地方債	・地方債のうち翌々年度以降期限到来分
	長期未払金	・債務負担行為の物品の購入等に係る額で、既に納品や役務提供等があったもののうち、翌々年度以降支払期限到来分
	退職手当引当金	・退職手当債務－[(退職手当組合への負担金累計－退職手当組合の給付金累計)＋退職手当組合の運用益累計]
	損失補償等引当金	・履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
	その他	・リース債務のうち翌々年度以降支払期限到来分、長期預り金(歳計外現金の相手科目である住宅入居敷金他)
	流動負債	
	1年内償還予定地方債	・地方債のうち翌年度償還期限到来分
	未払金	・長期未払金のうち翌年度支払期限到来分
	未払費用	・一定の契約に、継続して役務提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
	前受金	・基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
	前受収益	・一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
	賞与等引当金	・翌年度6月期賞与及び当該賞与に係る法定福利費のうち6分の4(翌期支給分のうち当期帰属分)
	預り金	・歳計外現金の相手科目である契約保証金、源泉所得税等
	その他	・リース債務のうち翌年度支払期限到来分
純資産合計		
	固定資産等形成分	・固定資産(有形固定資産＋無形固定資産＋投資その他の資産)＋基金(流動資産)＋短期貸付金(流動資産) ・純資産のうち、固定資産等の形態で運用している部分
	余剰分(不足分)	・差額 ・純資産のうち、現金等の資産の形態で運用している部分

2. 行政コスト計算書

勘定科目		内 容
経常費用		
	業務費用	
	人件費	
	職員給与費	・給料、共済費、災害補償費
	賞与等引当金繰入額	・賞与等引当金への繰入額
	退職手当引当金繰入額	・退職手当引当金への繰入額
	その他	・報酬
	物件費等	
	物件費	・需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料他
	維持補修費	・工事請負費のうち修繕費分
	減価償却費	・固定資産に係る減価償却費
	その他	・保険料
	その他の業務費用	
	支払利息	・地方債利息、一時借入金利息、割賦未払金利息
	徴収不能引当金繰入額	・徴収不能引当金への繰入額
	その他	・各種還付金、貸倒損失他
	移転費用	
	補助金等	・負担金、補助及び交付金
	社会保障給付	・扶助費
	他会計への繰出金	・他会計への繰出金
	その他	・寄附金、公課費、補償、補填及び賠償金のうち固定資産形成分以外 ※市町村における全体・連結財務書類上は、下水道等の連結していない会計に対する繰出金も含む。
経常収益		
	使用料及び手数料	・使用料及び手数料
	その他	・財産貸付収入、雑入他
純経常行政コスト		
臨時損失		
	災害復旧事業費	・「款 災害復旧費」の額
	資産除売却損	・固定資産の除売却損
	投資損失引当金繰入額	・投資損失引当金への繰入額
	損失補償等引当金繰入額	・損失補償等引当金への繰入額
	その他	・上記以外の臨時損失
臨時利益		
	資産売却益	・固定資産等の売却益
	その他	・上記以外の臨時利益
純行政コスト		

3. 純資産変動計算書

勘定科目		内 容
前年度末純資産残高		
	純行政コスト(△)	・行政コスト計算書より
財源		
	税収等	・税、地方交付税、税交付金、分担金及び負担金、繰入金
	国県等補助金	・国庫支出金、県支出金
本年度差額		
固定資産等の変動(内部変動)		
	有形固定資産等の増加	・有形・無形固定資産の増加、減少(資産評価差額、無償所管換等による増減を除く)による純資産の運用形態の変動額
	有形固定資産等の減少	〃
	貸付金・基金等の増加	・貸付金・基金等の増加、減少(資産評価差額、無償所管換等による増減を除く)による純資産の運用形態の変動額
	貸付金・基金等の減少	〃
資産評価差額		・資産の評価替による純資産の変動額
無償所管換等		・資産の受贈等による純資産の変動額
その他		・上記以外による純資産の変動額
本年度純資産変動額		
本年度末純資産残高		

4. 資金収支計算書

勘定科目		内 容
【業務活動収支】		
	業務支出	
	業務費用支出	
	人件費支出	・給料、共済費、報酬等の人件費に係る支出
	物件費等支出	・需用費、役務費、委託料等の物件費に係る支出
	支払利息支出	・地方債等の利息に係る支出
	その他の支出	・その他の業務費用に係る支出
	移転費用支出	
	補助金等支出	・負担金、補助及び交付金に係る支出
	社会保障給付支出	・扶助費に係る支出
	他会計への繰出支出	・他会計への繰出金に係る支出
	その他の支出	・その他の移転費用に係る支出 ※市町村における全体・連結財務書類上は、下水道等の連結していない会計に対する繰出金も含む
	業務収入	
	税収等収入	・市税、地方交付税、分担金及び負担金等に係る収入
	国県等補助金収入	・国庫支出金、県支出金に係る収入
	使用料及び手数料収入	・使用料及び手数料に係る収入
	その他の収入	・その他の経常収益に係る収入
	臨時支出	
	災害復旧事業費支出	・災害復旧事業費に係る支出
	その他の支出	・その他の臨時費用に係る支出
	臨時収入	・臨時収益に係る収入
業務活動収支		
【投資活動収支】		
	投資活動支出	
	公共施設等整備費支出	・有形・無形固定資産の取得に係る支出
	基金積立金支出	・基金の積立に係る支出
	投資及び出資金支出	・投資及び出資金の取得に係る支出
	貸付金支出	・貸付の実施に係る支出
	その他の支出	・その他の投資活動に係る支出
	投資活動収入	
	国県等補助金収入	・国庫支出金、県支出金に係る収入のうち、投資活動支出の財源に充当された額
	基金取崩収入	・基金の取崩に係る収入
	貸付金元金回収収入	・貸付金の回収に係る収入
	資産売却収入	・固定資産の売却に係る収入
	その他の収入	・その他の投資活動に係る収入
投資活動収支		
【財務活動収支】		
	財務活動支出	
	地方債償還支出	・地方債の元本償還に係る支出
	その他の支出	・その他の財務活動に係る支出（リース資産に係るリース料のうち元本部分他）
	財務活動収入	
	地方債発行収入	・地方債の発行に係る収入
	その他の収入	・その他の財務活動に係る収入
財務活動収支		
本年度資金収支額		
前年度末資金残高		・繰越金
本年度末資金残高		・歳計現金（歳入歳出差引残）
前年度末歳計外現金残高		
本年度歳計外現金増減額		
本年度末歳計外現金残高		・歳計外現金（3月末残高から出納整理期間中の歳計現金への振替額を控除した額）
本年度末現金預金残高		